

土地閉鎖登記簿謄本交付等事務 の取扱いについて（お知らせ）

当庁においては、不動産登記事務のコンピュータ化に伴い閉鎖された土地の登記用紙について、電子化作業を行いました。

これに伴い、**本年6月1日(木)**から、電子化された土地閉鎖登記簿（以下「土地閉鎖登記簿電子情報」という。）による謄抄本の作成、閲覧の取扱いを下記のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 土地閉鎖登記簿謄抄本等の交付事務の取扱い

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷し、証明文を付記して交付する（登記簿謄抄本等の証明力は、従来のB4判のものと同様です。）。

2 土地閉鎖登記簿の閲覧の対応

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷したものを交付する。

平成29年5月11日

横浜地方法務局湘南支局